

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 24 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで
③ 昭和52年4月から53年3月まで

私は、65歳になった時にA市役所に国民年金の老齢給付裁定請求をしたところ、国民年金は支給できないとのことだった。私は、59歳ごろ、A市役所の窓口で「国民年金保険料の未納金があり、このままでは年金が受給できなくなる。」と言われたので、保険料は納付してきたつもりだが言われるままの保険料を納付し、窓口で「これで年金がもらえます。」と言われた。このことから、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市から書類が送られて来たので市役所へ年金相談に行った時に、同市に「未納期間があるのでこのままでは年金がもらえない」と説明され、「今なら未納分を納付することが出来るので納めた方がいい」と窓口で納付書をもらい、未納期間の国民年金保険料を納付して、「これで年金がもらえます」と言われたとしているところ、社会保険庁の被保険者台帳によれば、昭和52年1月から同年3月までの保険料が第3回特例納付実施期間中の55年1月に納付されていることが確認でき、かつ、当時の広報等から、同市が、無年金者の救済を目的として、住民へ特例納付の周知を図っていたことも確認できることから、申立内容には信憑性が認められ、申立人の納付月数が不足して受給資格が無いとす

るのは不自然である。

また、申立人の同台帳によれば、昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間の欄には、「附 13-2」とスタンプが 2 つ押されており、かつ、44 年 1 月から同年 3 月までの期間の欄にも、「現 47. 2」とスタンプが 2 つ押されており、これらの期間の保険料は、社会保険事務所が未納期間に充当をせず、55 年 8 月になってから、同所から、申立人に重複納入として還付されていることが確認できるが、47 年 2 月にこれらの保険料が重複して納付されていながら、当の昭和 46 年度の現年度保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の同台帳では、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの欄には「不足分納付」とスタンプが押されているにもかかわらず未納となっており、少なくとも同年 1 月から同年 3 月までの保険料は、社会保険庁も納付していた可能性があるとしている。国民年金の定額保険料が同年 1 月に直前の 550 円から 900 円へ値上げされており、申立人は、当初納付した保険料から値上げによる保険料の不足分を追加納付したと考えられることなどを踏まえると、申立人は、昭和 48 年度の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の特例納付によるものと考えられる昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの 55 年 1 月付け納付済記録が、制度上、ほかに優先して特例納付すべき特例納付対象期間から外れており、当該保険料納付の際に、より廉価である過年度納付可能な期間の保険料が未納のままになっているのは不自然である上、55 年 1 月時点当時、申立期間③を含めて保険料を納付したとすると、特例納付及び過年度納付を含めて保険料額が 4 万 9,200 円となり、申立人が保険料納付額として主張した 5 万円以下という金額にほぼ一致する。

その上、申立期間③の直前の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、A 市の国民年金記録表では納付済みとなっていたため平成 19 年に納付記録が訂正されていること、納付日付記録によると、特例納付によらなければ納付できない期間である昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 44 年 1 月から同年 3 月までの期間の欄には、特例納付による保険料納付を示す「附」の押印が無く、通常は過年度納付による現金納付を示す「現」の押印があることなど、社会保険事務所の記録管理には、上述の不自然な諸点のほかにも不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間、48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年9月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年4月から50年9月までの期間が未納と言われたが、必ず保険料を納めようと思っていたので、特例納付のことを知り、55年にそれまで納付していなかった夫婦二人分の保険料として100万円をA市役所に持参したが、計算してもらったら、夫婦二人分の保険料には足らなかったため、私の分だけを納付した。未納保険料は特例納付したので、未納と言われることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年に特例納付により国民年金保険料を納付する際、保険料納付に同行した夫が、55年に60歳になってから同居した母親に留守番をしてもらったことを明確に記憶している。

また、昭和55年は第3回の特例納付が実施されていた時期であり、申立人の記録については、社会保険庁の記録及び申立人の所持する年金手帳により36年1月に強制加入被保険者となったことが確認でき、同年4月にさかのぼって保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立人が持参した保険料額では、夫婦二人分の保険料を納付できなかったことを明確に記憶しており、信憑性の高さがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫と離婚するまでは常に私が金銭を管理しており、夫の保険料と一緒に納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は離婚するまでは、A家の金銭管理を一人で行っていたと主張しており、申立人の元夫の申立期間についての国民年金保険料も納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人は昭和 55 年 3 月に会社を退職して、直ちに B 市役所(現在 C 市役所)の窓口に向い、国民年金の手続と国民健康保険をセットで保険年金課で加入したとする記憶は鮮明であり、事実、B 市役所の回答によると当時の B 市役所の受付窓口は保険年金課であったと証言していることから、申立期間①の保険料は納付したものと推認できる。

2 申立期間②については、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に変化が認められないにもかかわらず、当該期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間を除き厚生年金保険被保険者期間があるものの、国民年金加入期間はすべて納付済みのため、納付意識が高い。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から同年12月まで

私は昭和53年9月に特例納付の連絡を受けA村（現在は、B市）役場に出向き、未納期間3か月分の保険料1万2,000円を納付した。村役場の職員からも「これにつながった」と言われたのを記憶しているが、この3か月分の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月にA村役場から特例納付の連絡を受け、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、当時は第3回の特例納付実施期間であり、申立人が納付したとする保険料額も納付に必要な保険料額と一致している。

また、申立人は20歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除き保険料を完納しているほか、厚生年金保険からの切替えも適正に行っており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は特例納付を行った場所についての記憶が曖昧であるものの、A村からの特例納付案内「国民年金のお知らせ」を所持しており、この連絡を受け特例納付を行ったとする申立人の申述に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、年金の決定の時は分からなかったが、国民年金の特別便がきて1年間の未納期間があることに気が付いた。国民年金の加入手続は父がやってくれて、国民年金保険料の納付は、結婚前までは父が、結婚後は私が納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続をするとともに、結婚するまでの国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和36年4月から申立期間前の40年3月までは納付済みであり、結婚した41年3月の翌月以降申立人が保険料を納付していることから、申立人が結婚するまで父が納付したとする主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人の父は、国民年金制度発足時から申立人の保険料を納付しており、12か月間と短期間である申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、3 か月に一度、A 市 B 農協の C 地区の役員が集金に来た際、父親が家族 3 人分の保険料を納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 39 年 1 月に国民年金に加入し、その父親が申立人を含む家族 3 人分の保険料を A 市 B 農協の集金人に納付したとしているところ、申立期間当時、A 市 C 地区では B 農協の集金人による保険料納付が行われていたことが確認でき、同居の父親及び母親は納付済みとなっていることから、申立内容には^{しんぴょうせい}信憑性がある。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和 40 年 2 月ころと推定され、申立期間は過年度納付によりさかのぼって納付することとなるが、A 市によれば、当時、集金人は過年度納付保険料についても集金を行っていた可能性があるとしており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間以外は保険料をすべて納付しており、申立人の父親は、申立期間当時、A 市 B 農協 C 地区の支部長で、組合員及びその家族に国民年金の加入を勧奨する立場であり、申立人の申立期間の保険料を未納とするのは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月

昭和36年12月の20歳の誕生月に、納税組合の人と思われる男性が自宅に来て、国民年金の加入手続と保険料納付をした。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の誕生月である申立期間中に、納税組合の担当者と思われる者を通じて国民年金の加入手続と申立期間の保険料納付を行ったとしているところ、当時、同居していた申立人の母親は申立期間の保険料を納付しており、申立人の申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、A町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料が時効により納付できないはずの39年5月1日に納付されており、その直前の1か月の申立期間を未納のままとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、196か月の付加年金の納付済期間があることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年5月1日まで

昭和34年4月1日付の人事異動でA株式会社D本社から同社B出張所に転勤しており、32年3月25日に入社して平成5年4月30日に退職するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことから申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主が作成した「個人情報リスト」（人事記録）により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和34年4月1日に同社D本社から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和34年5月1日の資格取得時点における社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険の資格取得届を誤ったとしていることから、事業主が、昭和34年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場

合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

昭和20年4月1日にC株式会社D工場に入社し、以来57歳まで継続して勤務していた。昭和38年ころから40年4月末日までE市（現在は、F市）にあるA株式会社B工場に出向していたが、40年4月26日の職務命令により、G市にあるC株式会社H支社へ転勤した。以上が当時の状況であり、厚生年金保険に継続して加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社B工場を離職したのは昭和40年4月30日であり、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる（40年5月1日付けで同社からC株式会社H支社に異動）。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は無いものの、申立てに係る届出は職務命令書による転勤により発生したものであることや、当該届出時においてミスがあった可能性も考えられると事業主が供述していることを考慮すれば、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認することができる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の昭和40年

3月における社会保険庁の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に、同社C支店における資格喪失日に係る記録を48年3月1日に訂正し、申立期間①の40年3月の標準報酬月額を2万8,000円、申立期間②の48年2月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

昭和33年4月1日から平成11年4月30日までD株式会社(旧A株式会社の期間を含む)に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたことから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D株式会社の在職期間証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、同事業所(旧A株式会社の期間を含む)に昭和33年4月から平成11年4月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①について、昭和40年分の源泉徴収票により控除されている社会保険料額により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認でき、申立期間②については、48年3月分の給料明細書により厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間①について、事業主の供述により昭和40年4月1日付けでA株式会社B出張所からC支店に異動したことが認められ、申立期間②について、D株式会社の退職カードにおいて48年3月1日付けで同社C支店か

らE支店F営業所に異動したことが認められる。

一方、申立期間①及び②の標準報酬月額については、それぞれ昭和40年2月及び48年1月の社会保険庁の記録から、申立期間①については2万8,000円、申立期間②については11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①及び②のいずれにおいても保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立期間①及び②の各資格喪失日をそれぞれ昭和40年4月1日及び48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がそれぞれ40年3月31日及び48年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が申立期間①について40年3月31日を、また、申立期間②について48年2月28日をそれぞれ資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年3月分及び48年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年9月1日から23年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の合資会社Aにおける資格喪失日に係る記録を、23年1月1日に決定することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については90円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月から23年8月まで

上記期間について、B市にある合資会社Aに勤務し、社会保険に加入していた。社会保険庁の調査では、昭和21年9月1日に厚生年金保険の資格を取得した記録は確認できるが、資格喪失日の記録が確認できないとの回答を得た。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和21年9月1日に合資会社Aにおいて被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかしながら、資格喪失年月日がどちらの資料においても記載されておらず、被保険者期間を特定することができない。

一方、合資会社Aが加入していたC健康保険組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和21年9月1日に資格を取得し、23年1月1日に資格を喪失した記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主が昭和23年1月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和21年9月から22年12月までの標準報酬月額については、C健康保険組合の記録から90円とするのが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は、昭和43年7月8日、資格喪失日は44年7月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月1日から44年6月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、株式会社Aに勤務した期間が違っていた。実際に入社したのは昭和43年7月1日からであり、同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの当時の同僚の証言により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたものと認められる。

また、申立人の申立期間のうち昭和43年7月8日から44年7月1日までの期間については、社会保険事務所の記録により未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が当該期間において株式会社Aにおいて、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立期間に係る未統合の厚生年金保険の記録から、昭和43年7月から44年6月までの標準報酬月額を6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、株式会社C。）における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月24日から同年2月29日まで

昭和41年4月1日から50年11月5日まで、継続してA株式会社に勤務していた。申立期間は同社B工場から同社のD区の事業所に転勤しており、その間給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、A株式会社B工場の被保険者原票の進達記録によると、昭和47年1月24日付けの資格喪失日に係る資格喪失届の処理日は同年8月であり、同年11月29日が健康保険の被保険者証の返納日であったことから、申立人の同社B工場における資格喪失日が、誤って記録されたものと推認される。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和46年12月の社会保険事務所記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が、昭和47年1月24日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成12年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月30日から同年7月1日まで

A株式会社には平成7年7月1日から16年3月10日まで継続して勤務しており、途中で資格喪失することはあり得ないので当該事業所における厚生年金保険被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答、在職証明書及び給与支給明細書により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における平成12年5月の社会保険庁のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成12年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月31日から同年2月1日まで

人事異動によりA株式会社C出張所から同社D支店に転勤した。同社に継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の資格喪失日と資格取得日に1日の空白がある。

他の転勤の際にはいずれも同一日での資格喪失、資格取得となっており、年金記録が1月欠けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

在職期間証明書、同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和39年2月1日にA株式会社C出張所から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C出張所の異動前の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に

納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成9年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年2月1日まで

株式会社Aには昭和45年10月26日から平成9年1月31日まで続けて勤務していたのに、平成9年1月30日退職、同月31日資格喪失とされたことに納得できない。また、同年2月支給の給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者名簿、給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける平成8年12月の社会保険庁のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成9年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月19日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社B支店に係る昭和42年3月19日から同年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無かった。入社してから昭和60年6月末に退職するまで、同社での転勤はあったものの継続して勤務しており、厚生年金保険料も引かれていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提供の職員原簿及び申立人から提出のあった辞令の写しにより、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和42年3月19日に同社C支所から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所における資格取得日に係る記録を昭和41年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月25日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、A所に係る昭和41年8月25日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無かった。株式会社B(現在は、株式会社C)には、昭和37年4月1日に入社してから退職するまで継続して勤務しており、41年8月25日付けでD本社からA所へ異動しているものであることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提供の社員経歴及び雇用保険の記録により、申立人が、株式会社Bに継続して勤務し(昭和41年8月25日にD本社からA所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる総報酬月額相当額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、平成15年9月25日の記録を73万円に、16年9月30日の記録を48万円に、17年9月15日の記録を130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 9 月 25 日
: ② 平成 16 年 9 月 30 日
: ③ 平成 17 年 9 月 15 日

有限会社Aから支給された賞与(①平成15年9月25日、②16年9月30日、③17年9月15日支給)が社会保険庁の記録から抜けている。

賞与支給控除一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる総報酬月額相当額とならない記録とされているが、平成20年11月10日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、15年9月25日の記録を73万円に、16年9月30日の記録を48万円に、17年9月15日の記録を130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる総報酬月額相当額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、平成15年9月25日の記録を19万円に、17年9月15日の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 9 月 25 日
: ② 平成 17 年 9 月 15 日

有限会社Aから支給された賞与(①平成15年9月25日、②17年9月15日支給)が社会保険庁の記録から抜けている。

賞与支給控除一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる総報酬月額相当額とならない記録とされているが、平成20年11月10日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、15年9月25日の記録を19万円に、17年9月15日の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C事業所。）における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に、同D工場（現在は、E事業所。）における資格取得日を37年8月1日に訂正し、37年7月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月21日から同年8月1日まで
② 昭和37年8月1日から同年8月21日まで

社会保険庁に厚生年金保険の記録を照会したところ、A株式会社B工場に勤務した申立期間①について、同D工場に勤務した申立期間②についての厚生年金保険の加入記録が無かった。

入社してから平成9年3月に退職するまで、同社での転勤はあったものの継続して勤務しており、厚生年金保険料も引かれていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の職員管掌録及び雇用保険の被保険者記録により、A株式会社に継続して勤務し(昭和37年8月1日にA株式会社B工場から同社D工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これにより、申立期間①の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、資格取得年月日を昭和37年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和32年4月1日、A株式会社に就職し研修期間を経て同年4月23日B支店に配属された。それ以来、平成7年に退職するまで同一企業に勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、被保険者期間が2か月欠落していた。同時に就職した同僚には、欠落期間がなく就職した時から退職した時まで被保険者期間となっている。私だけ欠落期間があるのは、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の人事記録及び人事発令簿により申立人が、昭和32年4月1日に同社B支店において採用され引き続き勤務していたことが確認できるとともに、同社が加盟しているC健康保険組合は、申立人が32年4月1日に資格を取得し、平成8年11月1日に喪失したと回答している。

また、A株式会社からの照会回答書により申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる上、申立人と同時期に採用された者のうち本社勤務の4名及びB支店勤務の1名は、昭和32年4月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年6月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は保険料を納付したとしているが、事業主から当該社会保険事務所に資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 4 月から同年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 5 日から同年 2 月 1 日まで

私は、C地にあったA株式会社のB出張所に昭和36年3月1日に入社し、39年2月1日付けでD本社に転勤したが、同社には退職するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていた。申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事異動発令書及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和39年2月1日にA株式会社B出張所から同社E本社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和38年12月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に全喪し、元事業主の所在及び生死も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から55年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から55年3月まで

社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、当該期間は厚生年金保険の保険料と国民年金保険料とを重複して納付したため、国民年金保険料を既に還付済みであるとの回答もらったが、還付されたとする記憶は無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶は無いと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金と厚生年金保険に重複して加入し、各々保険料を納付したことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されるに至った原因について不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳には、昭和50年8月に国民年金の被保険者資格を喪失したことにより保険料が還付されたことが、還付対象期間、還付金額及び還付決定日とともに明確に記載されており、その記載内容に不合理な点は確認できない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年3月まで

特例納付により、1か月4,000円支払えば昭和36年4月までさかのぼることができる」と聞き、49年3月ころ妻がA市役所で国民年金の加入手続をして、36年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を特例納付することとした。その期間の保険料は市役所かB駅前のC銀行またはD金庫で納付書により昭和49年4月から52年3月まで毎月納付したが、昭和45年度と46年度分しか納付済みになっておらず、36年度から44年度までの9年分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月ころA市役所でその妻が国民年金の加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出しは53年3月であることが確認でき、申立人の申述と符合しない。

また、申立人は昭和49年4月から52年3月までの間に申立期間の国民年金保険料を特例納付で分割納付したとしているが、その時の保険料額は月額900円であり、申立人が主張する保険料額4,000円とは異なっている上、申立人が特例納付保険料を分割納付したとする時期の一部は特例納付実施期間外である。

さらに、申立人は昭和45年度及び46年度の国民年金保険料も申立期間の保険料と合わせて特例納付したとしているが、この期間の保険料は、昭和54年12月に特例納付されていることが社会保険事務所の特殊台帳により確認できることから、申立人はこのことと混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

特例納付により、1か月4,000円支払えば昭和36年4月までさかのぼることができる」と聞き、49年3月ころA市役所で国民年金の加入手続をして、36年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を特例納付することとした。その期間の保険料は市役所かB駅前のC銀行またはD金庫で納付書により昭和49年4月から52年3月まで毎月納付したが、昭和45年度と46年度分しか納付済みになっておらず、36年度から44年度までの9年分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月ころA市役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出しは53年3月であることが確認でき、申立人の申述と符合しない。

また、申立人は昭和49年4月から52年3月までの間に申立期間の国民年金保険料を特例納付で分割納付したとしているが、その時の保険料額は月額900円であり、申立人が主張する保険料額4,000円とは異なっている上、申立人が特例納付保険料を分割納付したとする時期の一部は特例納付実施期間外である。

さらに、申立人は昭和45年度及び46年度の国民年金保険料も申立期間の保険料と合わせて特例納付したとしているが、この期間の保険料は、昭和54年12月に特例納付されていることが社会保険事務所の特殊台帳により確認できることから、申立人はこのことと混同している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年5月から59年3月まで
国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納めたり、それぞれで納めたりしていた。申立期間の保険料は、納付書で税金などとともに銀行で納めていた記憶がある。申立期間について、妻の分は納付済みなのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその妻の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間に係る国民年金加入の^{あいまい}手続の場所や時期等に関する記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年12月に払い出され、国民年金被保険者資格を61年11月にさかのぼって取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上保険料を納付することができないことに加え、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金制度が発足したときは結婚しており、A区役所の職員から老後のために蓄えた方が良くと国民年金の加入を勧められたので、国民年金に加入し、3か月間毎に集金に来たので、1人100円で夫婦二人分の保険料600円を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入について、昭和36年1月ころ、A区役所の職員が国民年金手帳を持参の上、国民年金加入の勧誘に来たので加入し、国民年金保険料を3か月ごとに夫婦二人分の保険料を集金人に納付したと主張しているが、A区役所では、同年1月下旬から同年2月中旬にかけて未加入者の家庭を訪問して国民年金加入の勧誘をしていたとしているものの、保険料の徴収は、当初、区役所又は出張所の窓口で印紙を購入して保険料を納付する方法であり、各家庭を3か月ごとに訪問して保険料を徴収する印紙売りさばき検認方式は、37年4月から実施したとしている上、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の保険料は未納になっている。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和37年12月20日時点においては、申立期間のうち、36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人は保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立期間の保険料の納付を示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立期間以降にも未納の期間があり、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から43年12月まで
昭和41年1月、20歳の時にA区B支所に行き国民年金に加入した。当時の保険料は150円か250円で、3か月に一度、同支所で保険料を納付し印を押してもらった。歯科技工士をめざし修行中の身で、住み込みで手取り6,000円から7,000円の給料の中から保険料を納めてきたので申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月にA区B支所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年2月13日に払い出されており、申立期間は時効により納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、過年度納付を行った記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料月額が150円か250円で、下2桁が50円となっていたとしているが、申立期間当時の保険料月額は100円又は200円であり、保険料月額の下2桁が50円に該当するのは申立期間直後の昭和44年1月からであることから、申立内容と相違している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から51年11月まで
申立期間については、近くに住む民生委員から勧められたため、国民年金の任意加入手続を行い、その民生委員に保険料を納付していた。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月ころ、地域の民生委員から勧められたため、国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の保険料をその民生委員に納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金任意加入被保険者資格の取得日は、申立期間後の51年12月14日であり、別の被保険者資格が存在した形跡もみられないことから、申立期間の被保険者資格は確認できず、当該期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月5日から37年8月9日まで
② 昭和45年8月29日から同年9月19日まで

申立期間①の昭和36年8月5日から37年8月9日まではA株式会社に勤務し、申立期間②の45年8月29日から同年9月19日まではB株式会社に勤務したが、社会保険事務所には加入記録が無かった。第三者委員会において再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立人の勤務実態について、事業主及び同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、事業主は、当時勤務していた従業員に厚生年金保険の適用について聞いたところ、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたこと及び臨時雇用者は、厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間①の記録は無く、健康保険の番号にも欠番は無かった。また、同一事業所内にあった子会社のC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も同様だった。

申立期間②に係る申立人の勤務実態について、B株式会社の回答では、昭和45年8月29日から同年9月19日までの在籍記録があり、同記録により申立人が同社に勤務していたことは確認できるが、同社にこの期間の社会保険の記録は無いと回答している上、当時の同僚からも申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間②の記録は無く、健康保険の番号にも欠番は無かった。

さらに、申立期間②における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 22 日から 39 年 11 月 10 日まで
大学卒業後、個人で事業を開始した 2 年後の昭和 27 年 5 月 16 日に A 株式会社を設立し、33 年 3 月 20 日に社名を B 株式会社と変更した。その間、ずっと代表取締役であったが、同社の社会保険料の控除は経理担当であった配偶者に任せていたので、その者が死亡した今となっては、詳細は不明である。しかし、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 27 年 5 月に A 株式会社を設立してから、平成元年 2 月まで、途中社名変更があったものの同一事業所で代表取締役として在籍しており、厚生年金保険にはずっと継続して加入しているものと認識していたとしているが、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同事業所（B 株式会社と社名変更）が昭和 33 年 5 月 1 日に新規適用となり、同年 6 月 22 日に全喪した記録がある。

また、昭和 36 年 3 月に株式会社 C と社名を変更したのち、39 年 11 月 10 日に厚生年金保険に再加入していることから、申立期間は適用事業所では無い。

さらに、申立人は、社会保険料控除等の経理関係をすべて申立人の配偶者に任せていたとしており、申立期間の途中において、社会保険料の納付等を自ら確認したことはなかったとしているところ、その者は既に他界しているため、申立てに関する証言を得ることはできない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年9月5日まで

先にA株式会社B工場（以下「A」という。）に勤務していた前の会社の同僚に誘われて、Aの旋盤工として勤務したが、昭和22年4月1日から同年9月5日までの被保険者記録が無い。調査のうえ、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主及び同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立人は、前の会社の同僚であった者に誘われ、Aに勤務し始めたとしているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、その同僚の厚生年金保険被保険者記録についても申立人と同様に昭和22年9月5日となっていることが確認でき、事業主は、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、事業を承継したC株式会社からの回答では、申立人の申立期間に係る資料が保存されていないため、厚生年金保険の届出の有無及び保険料控除等については不明であるとしている。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年ころから 24 年 4 月 1 日まで

A(B局)には昭和 21 年ころから勤務を開始したが、24 年 4 月 1 日以前の年金記録が無い。仕事内容も勤務場所も勤務開始時から昭和 28 年 11 月に退職するまで変更はなく、保険料も初めから控除されていたので、21 年の勤務開始時から 24 年 4 月 1 日までを加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は申立期間当時、A(B局)に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁によるとCに勤務する日本人従業員への社会保険の適用開始は、D事務所が適用事業所となった昭和 24 年 4 月 1 日であり、同僚の記録も厚生年金保険資格取得日は同日となっている。

このほか、E局によるとFにも昭和 24 年 4 月 1 日より前の記録は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から平成2年10月21日まで
昭和51年ころまで、臨時雇いであちこち短期勤務していたが、A社に弟が勤務しており、50歳を過ぎていたので、臨時雇いの不安定な生活をやめて社会保険に入れるきちんとした会社が良いと勧められ同社に入社した。社長のB氏、職長のC氏、文選長のD氏に気に入られ一番難しい仕事をやるようになり信頼された。給料は、最初は時給だったが、忙しい時には早出・残業が多くなり手取額も多くなった。

平成になってから印刷が活版からコンピューターに変わっていったため、仕事がどんどん減ってきて活版印刷の時代が終わり会社が閉鎖となり辞めた。当時、B社長はワンマンで絶大な権力を持っていたので、すべてお任せであった。厚遇してもらったが、厚生年金保険等も社長任せだったところ、今回社会保険事務所から聞いた標準報酬月額と給与明細が余りに違うので調査をして訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁が管理している申立人に係る標準報酬月額と一致していることから、事業主は、申立期間について、申立人の給与から社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月から45年9月まで
申立期間は、A組合（現B組合）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、雇用保険被保険者記録及び当時の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A組合に勤務していたことが認められる。しかし、社会保険事務所が保管する同組合に係る事業所別被保険者名簿には申立人の資格取得日が昭和30年2月1日と記載されているものの、「取消」の文字と思われる記載があり、また同名簿において資格取得日が申立人と同日の同僚には標準報酬月額の時決定の記録の記載があるのに対し、申立人についてはその記載も無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において事業所別被保険者名簿と同じ事業所名称、厚生年金手帳番号及び被保険者氏名が記載された欄には「取得取消」と記載されている。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中の昭和30年2月1日であることが確認できる。

ちなみに、申立人が申立期間当時一緒に働いたとする複数の同僚は、A組合に係る事業所別被保険者名簿に氏名が確認できない。

さらに、A組合と合併したB組合には当時の関係資料は保存されていないなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 19 日から 23 年 5 月 26 日まで
申立期間は、株式会社A（現在は、株式会社B）C支店に勤務していた。同社D支店及び同社E支店に係る厚生年金保険の加入記録はあるのに、同社C支店の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの行員台帳により、申立人が申立期間に同社C支店において勤務していたことは認められる。しかし、社会保険事務所が保管する同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社同支店の厚生年金保険の適用年月日が昭和 25 年 8 月 8 日と記載されており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主及び同僚に厚生年金保険の適用について照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い。

なお、申立人は、申立期間当時、株式会社AのC支店の社会保険手続が同社E支店に委託されていた可能性があるとして、社会保険事務所が保管する同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を、申立期間について確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月29日から同年8月31日まで
申立期間はA株式会社に試傭期間として勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。しかし、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者証払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、資格取得日は昭和26年9月1日と確認できる。

さらに、A株式会社の管理する社会保険台帳及び健康保険被保険者索引簿では資格取得日が昭和26年9月1日となっていることが確認できる。

加えて、申立人が記憶している同僚は無く、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同一時期に資格取得している被保険者に申立人の申立内容について照会したところ、申立人と職種や配属先が異なり、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年11月30日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和27年4月1日にA株式会社を退職したことになっているが、27年6月に社員旅行で写した写真がある。同年11月ころ当該会社を辞めた記憶があるので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、A株式会社は既に廃業し、事業主も行方がわからず申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は昭和27年6月に撮ったとする社員旅行の写真を保持しているところ、同僚は申立期間当時、社員旅行は毎年4月と10月に行われていたと、供述している。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人は、保険料を控除されていたこと及び健康保険証に関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月11日から33年5月7日まで
② 昭和33年5月7日から37年7月26日まで
③ 昭和39年1月21日から42年11月6日まで

何がどうなっているかわからない。私は脱退手当金を請求したこともなければ、受け取った記憶も無い。この記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間③に勤務していたA株式会社で、脱退手当金の支給記録がある同僚に当時の状況を照会したところ、脱退手当金について会社から説明を受けて会社に手続をしてもらったという同僚や、会社に手続をもらったかは定かではないが説明は受けたという同僚がいることを踏まえると、同社では脱退手当金の請求権が発生した女性従業員には、脱退手当金の説明及び手続が行われていたと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所で確認したところ、A株式会社で厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっているが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったことも無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社で昭和38年から41年までに厚生年金保険の資格を喪失した女性について脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給要件を満たす5名すべてが資格喪失から約3か月以内に支給決定されているほか、申立人と同日に資格喪失した者が申立人と同日に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和41年2月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の回答でも請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 45 年 2 月まで

社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、期間の特定はできないが、申立人が有限会社Aに勤務していたことが同僚の供述により推認できるものの、申立人は、当時、同社の常用従業員が社長を含め5人未満であったと述べるとともに、同僚も給与から厚生年金保険料の控除は無く、自分は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

また、有限会社Aは、商業登記簿においてその存在が確認できるが、社会保険庁の記録では、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていない上に、任意適用事業所の届出を行った事情もわからない。

さらに、有限会社Aの当時の事業主は既に亡くなっている上に、同社は申立期間直後の昭和 45 年 8 月に事業譲渡されていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

このほか、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A 株式会社に勤務していた昭和 56 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 8 万円となっているが、同年 10 月及び同年 11 月と同様の 22 万円が正しいと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の記録から、A 株式会社において昭和 53 年 9 月 1 日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員 110 名について調査したところ、54 年 6 月 1 日に同被保険者資格を取得した申立人を含む 99 名の標準報酬月額が、被保険者資格取得時から最初又は 2 回目の標準報酬月額の定時決定まで 8 万円とされていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間の翌年の給与明細書をみると、控除された厚生年金保険料及び健康保険料が総支給額に見合う標準報酬額に基づく保険料額とは相違しており、かつ、社会保険事務所保管の記録でも、控除された保険料額に見合う標準報酬月額となっていることから、A 株式会社の事業主は、従業員に支給した給与額より低い額の標準報酬月額を届け出、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除し納付したものと推認できる。

このほか、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年6月1日から37年1月5日まで
年金特別便が届き、A社会保険事務所で年金記録を確認したら戦争中の記録まで残っているのには驚いた。そしてB株式会社C出張所で働いていた期間の厚生年金保険の記録が確認できたが、その前に長期間勤務した同社D出張所の記録が無かった。同社D出張所で働いていた期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の申立内容について、同僚、申立人は「帳場」に勤務していたと主張しているところ、この「帳場」という言葉は、B株式会社の協力業者を指すもので、同社の社員ではないと供述し、このほか、勤務を確認できる資料も無い。

また、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとするとともに、在籍を証明できる資料が確認できないため、在籍証明書の発行はできないと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いほか、B株式会社D出張所が、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間のうち、同年6月1日から同年9月30日までは、厚生年金保険の適用事業所で無いことが確認できる上、申立人は申立期間のうち、36年4月から同年12月まで国民年金保険料を納付していることが社会保険事務所のオンライン記録で確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人は、保険料が控除されていたこと及び健康保険証に関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月ころから同年 6 月ころまで
② 昭和 30 年 6 月ころから 50 年 12 月ころまで
③ 昭和 50 年 12 月ころから 57 年 12 月ころまで

A 社会保険事務所からの厚生年金保険の期間照会の回答では、①有限会社 B の C 支店、②有限会社 B 及び③ D 社での厚生年金保険の記録は確認できないとのことであるが、それぞれの事業所では所得税等とともに厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の申立事業所に在籍していたことは、期間が特定できないものの元役員の供述によりうかがえるが、有限会社 B の元役員は、申立人の厚生年金保険について、申立てどおりの資格取得、資格喪失に関する届出及び保険料の納付については不明としており、確認ができない。

また、社会保険庁の記録から E 自治体、F 県を含む近県において申立期間①及び②の申立事業所名の厚生年金保険適用事業所を確認することができない。

さらに、元役員の供述では、当該事業所は申立人の在職中（昭和 33 年 11 月ころから 40 年ころまで）には厚生年金保険の適用事業所になったことはないと思うと供述している上、社会保険庁の記録によると、元役員自身は 35 年 10 月 1 日から国民年金の被保険者となって、36 年 4 月から 50 年 3 月までの間継続して国民年金保険料を納付している。

申立期間③については、社会保険庁の記録から E 自治体及び近県におい

て申立事業所名の厚生年金保険適用事業所を確認することができない。

また、商業登記簿謄本からも所在地及び事業主氏名などが確認できない上、同僚等の特定をすることができないことから、事業主及び同僚調査を行うことができず、申立期間における勤務実態及び保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 17 日から 30 年 3 月 31 日まで
② 昭和 30 年 12 月 2 日から 31 年 10 月 4 日まで
③ 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 1 月 4 日まで

A 社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間①及び②のB株式会社には、昭和 28 年 7 月 1 日から 32 年 8 月 31 日まで継続して勤務していたのに厚生年金保険の記録が 2 回切れているのはおかしい。申立期間③は、C 有限会社に勤務していた時期で、厚生年金保険料は給料から控除されていた。申立期間④は、D 株式会社に勤務していた時期で、社長から名刺サイズの厚生年金保険のカードを渡された記憶がある。申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の供述から申立期間において当該事業所に勤務していたことはうかがえるものの、B 株式会社は既に廃業し、事業主及び当時の経理担当者も亡くなっており、同僚に関しても死亡または所在不明で申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば申立人の名前は確認できるものの、申立人が、申立期間である昭和 28 年 9 月 17 日から 30 年 3 月 31 日までの期間及び同年 12 月 2 日から 31 年 10 月 4 日までの期間は厚生年金保険の被保険者でないことが確認でき、申立期間に申立人の名前が見当たらず健康保険番号にも欠

番が無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も無い。

申立期間③については、申立人の供述及び申立てに係る事業所における同僚の供述により、申立期間中に当該事業所に勤務していたとうかがえる。

しかし、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主及び同僚に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険番号の 76 及び 77 が「空欄」と記載されているものの、同番号に欠番は無い

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も無い。

申立期間④については、申立人の供述から申立期間において当該事業所に勤務していたことはうかがえるが、申立人の勤務実態について事業主及び同僚に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前が見当たらず、健康保険番号に欠番は無いほか、同被保険者名簿によると、D株式会社が昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立人の申立期間は、適用事業所でないことが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主によると、申立人の厚生年金保険の資格取得、喪失の届出に関しては、申立人の申立てどおりの届出を行っていないとしている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も無い

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで

平成 5 年から不況の影響で経営する工務店の資金繰りに追われていたが、8 年ころから社会保険事務所の担当者に滞納していた保険料の納付を督促される等により、10 年ころ、過去に遡^{そきゅう}及して従業員全員の標準報酬月額の変更届を提出したが、標準報酬月額を元の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、社会保険庁の記録により、平成 10 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、6 年 9 月 2 日に、5 年 6 月から 6 年 9 月までが最高限度額の 53 万円から 8 万円に訂正されており、以後の期間については訂正された形跡は無い。

このうち、平成 5 年 6 月から 6 年 9 月までの期間に関しては、申立人は、社会保険事務所の指導に従って同年 9 月 2 日に遡^{そきゅう}及訂正したとしていることから、この期間の自身の標準報酬月額の減額について同意していたものと考えるのが自然である。

また、それ以後の期間についても、従業員の中の数人は株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成 10 年 7 月 3 日に、8 年 5 月まで遡^{そきゅう}及して標準報酬月額を訂正する処理が行われているが、従業員全員の遡^{そきゅう}及訂正処理が実施された事実が無い上、申立人の記録に訂正処理は見られず、申立人の申立内容と相違する。

さらに、申立人が社会保険事務担当の従業員として挙げた人物の名前

は、社会保険庁の職歴審査照会回答票では確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として、上記標準報酬月額の減額処理について同意しており、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。